

## 小特集

六角氏式目と永源寺文書の研究(二)

## 「寛文・延宝西ヶ峯相論」関係史料の紹介(上)

佐野啓生

前稿<sup>①</sup>では、寛文・延宝年間にかけておこなわれた近江国愛知郡大菟村に所在する西ヶ峯の用益をめぐる相論(「寛文・延宝西ヶ峯相論」)について、永源寺所蔵の文書を中心に検討を加えた。しかし、関係史料の整理や年次比定などの基礎的検討を第一の目的としたこと、そして紙幅の都合があり、関係史料のうち重要なものをとりあげるにとどまった。そこで本稿ならびに次稿では、寛文・延宝西ヶ峯相論に関する史料の写真掲載と翻刻をおこなう。

これらの史料の写真掲載・翻刻をおこなうことは、学界の共有財産となつて史料へのアクセスが容易になるという点で、史料紹介に一般的に存在する意義があると思われるが、殊に当該文書においては別の側面からも意義があると考えている。

前稿でも触れたように、相論関係史料は長櫃のなかに無秩序に納められていた文書群の一部である。一九九四～一九九七年度にかけて、滋賀県教育委員会によって本格的な永源寺文書の調査がおこなわれたが、そのとき作成された目録により、本稿で紹介する一連の文書は「中世・一中世」(長櫃中世文書)に、次稿で紹介するのは「末寺・一二愛知郡・(二三)愛知郡」(末寺関係文書)に分類されることとなった<sup>②</sup>。このように分離した理由は、長櫃中世文書に分類された一〇点が紙漕で一括となっており、そのなかに永正元年(一五〇四)や永禄四

年(一五六二)の年次をもつ中世文書の写が含まれていたからである。紙漕での一括をとらずに分類したため、近世文書も長櫃中世文書に含まれることになった。

中世文書が重要であることはいうまでもない。それらがたとえ写であつてもその重要性が損なわれることはない。そのため、中世文書を前面に押し出すことは非常に意義のあることといえる。加えて、文書調査の際の現状保存も基本であるため、紙漕での一括をとらずに整理をすることも賛同できることである。しかし、このような事情を加味しても、本来関係するはずの一連の文書が目録上でも保存の点でも分離してしまつている事態は看過できない。

そのため、本稿・次稿によつて相論関係史料という視点から紹介がおこなわれることは、右のような問題を少しでも解消することにつながると思われる。このような点からも、本史料紹介の意義が認められるのである。

こうした事情のため、本来であれば相論関係文書を一所にまとめて紹介すべきである。しかし、紙幅の都合もあるため、本稿では長櫃中世文書に属する分を、次稿では末寺関係文書に属する分の紹介をおこなうこととする。

本稿所載の分に関わる範囲で若干の解題を加える。法量や形態など

の文書に関する基本的な情報は、『立命館文学』六九〇号所収の目録を参照していただきたい。また、前稿でおこなった検討と重なる部分があることをご了承いただきたい。そして、相論全体の内容を踏まえた解題は、次稿にて末寺関係文書に属する分を紹介する際に合わせて付すこととしたい。

全体を通して、東京大学史料編纂所によって撮影がおこなわれている。同所閲覧室設置の端末でデジタル画像の閲覧が可能となっており、ほかに写真帳（六一七二・六一一〇五―七、二七―三六頁）も作成されている。

六六号には百済寺政所御房宛永正元年閏三月二十七日伊庭貞隆書下が写されている。同文書の正文は百済寺（滋賀県東近江市所在）にあり、村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編（オンデマンド版）』（東京堂出版、二〇一六年）にも一三八号として載せられている。同じく六六号、ならびに六七号には、百済寺政所房宛永禄四年九月二十三日六角氏奉行人連署奉書が写されている。こちらも正文は百済寺にあり、『戦国遺文 佐々木六角氏編』では八四八号として載せられている。これらの中世文書は、寛文・延宝西ヶ峯相論において西ヶ峯が百済寺の境内に含まれるか否かが争点となったため、中世段階における百済寺領の範囲を押さえておくべく、手控えとして写されたものと推測される。六九号の検地抜書についても同様で、次稿で紹介する末寺関係文書一七号において、大慈寺に属する屋敷や田地が天正一九年（一五九一）・慶長七年（一六〇二）の検地帳に載せられているという主張がなされたことが背景となって写されたと考えられる。なお、六七号には、永禄四年九月二十三日六角氏奉行人連署奉書のほか、六九号と関連する口上之覚の草案が記されている。奉行人連署奉書と口上之覚草案は直接的に関わるものではない。そのため、口上之覚草案として書き始められ

た文書の余白に、奉行人連署奉書が写されたと考えられる。

そのほかはいずれも近世文書の写である。右の中世文書含め、百済寺に宛てたものや、龍華院といった百済寺と関係のある院家が差し出しのものが多く、特に七一号は、龍華院から観理院・円覚院、両院から常徳院へと、百済寺関係の院家内で下達されていた文書である。いわば百済寺の内部事情を記したものであるため、これらの文書を誰が写し、それがどのように永源寺へと入ってきたのかは興味深い点である。

目録にもあるが、文書の形態はいずれも折紙となっている。この点は末寺関係文書に属する分がすべて縦紙であることと対照的である。加えて、末寺関係文書のほうは大慈寺や大萩村が差出となる文書の写が多い。こうした差異を踏まえると、長櫃中世文書に属する分と末寺関係文書に属する分とは、文書の作成・永源寺に流入した時期などに違いがあるのではないかという推測も立てられるが、確証は得られない。

以上、論点の提示のみにとどまってしまうが、相論の内容により踏み込んだ検討は次稿において末寺関係文書分を紹介する際におこなうこととし、本紹介の解題としたい。

- (1) 佐野啓生「寛文・延宝期における近江国愛知郡西ヶ峯をめぐる相論の基礎的考察——近世における中世文書利用の様相」『立命館文学』六九〇号、二〇二四年。以下、「前稿」とはこのことを指す。
- (2) 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』（滋賀県教育委員会、一九九八年）四八、一八九、一九〇頁。

（本学大学院博士課程後期課程）

## 翻刻凡例

- ・旧字・異体字・変体仮名については、固有名詞・人名を除き、それぞれ新字・常用漢字・通常の字体を用いた。
- ・合字体の「ㇿ」（より）はそのまま用いた。
- ・割書は「へ」を用いて表した。
- ・筆者による注は右傍に「○」に括り示した。
- ・異筆は「」に括り示した。
- ・虫損・欠損などのため判読ができない部分は、おおよその文字数を類推し、「□」で示した。
- ・適宜、本文に読点（、）・並列点（・）を補った。
- ・抹消文字について、字画が明らかであれば原字の左傍に抹消符（と）を付し、明らかでなければ■をあてた。
- ・文字の改変については、改変後の文字を本文に組み込み、改変前の文字を×を冠して傍注した。
- ・挿入について、挿入符（○）が付されている場合は、本文中に挿入符を挟みこみ、その傍に挿入文字を付した。挿入符がない場合は原本通りの位置に記した。
- ・記述が折紙の上下段にわたっている場合、改段の箇所は「」で示した。

## 〔六六〕

永正元年閏三月二十七日伊庭貞隆書下写／永祿四年九月二三日

六角氏奉行人連署奉書写

就今度当寺炎上之

儀、支証等被引失之

上者、四至事、東者限

筒井峠、南者限豊国

野・桜木庭、西者限一

水口、北者限石仏谷、任

当知行旨、寺家御領

地不可有相違、若違

犯之族在之者、堅

可被処罪科者也、

仍状如件、

永正元 出羽守在判

閏三月廿七日

百濟寺  
政所御房」

当寺領知之事、東者

筒井峠、<sup>（南脱カ）</sup>者牛王盤石

岩・豊国野・桜木庭・長

尾弥七垣内、西者一水口、

北者石仏谷、当知行

不相紛之由、先年度々

被成奉書訖、則領内之

義被裏封上者、弥向

後不可有相違、猶以押立其外從所々山木於盜取者、堅可被申付由被仰者也、仍執達如件、

永祿四年九月廿三日

賢広在判

定武在判

百濟寺

政所坊

〔六七〕(寛文八年四月二五日カ)口上之覚草案／永祿四年九月二三日六

角氏奉行人連署奉書写

口上之覚

一、江州愛智郡大萩村之

内西峯山大慈寺者、

往古より永源寺ノ末寺

無紛大萩村中一人

も不残代々禪宗ニ而、

御公儀宗旨改等ニも

書上候事、

一、西峯ハ古来此方よりも

支配仕候、七、八十年來

之事ハ、永源ノ老僧大

萩ノ古老慥ニ覚ヘ申候、

終ニ他所よりのかまひ

無之、先大守掃部頭殿

御時ニも此段御断申上

置候事、

一、十八、九年以前百濟寺

本堂再興之時、西峯

之木を伐取候と被申候事、

眼前之偽にて候、十二、三

年前大慈寺再興之

砌、此山ノ材木ヲ用候

時も、故喜見院御

申分無之候事、

当寺領知之事、東

者筒井峠、南者牛

王盤石岩・豊国野・

桜木庭・長尾弥七垣内、

西者一水口、北者石仏谷、

当知行被相紛之由、先

年度々被成奉書訖、

則領内之儀被裏封上

者、弥向後不可有相

違、猶以押立其外從

処々山木於盜取者、堅

可被申付由被仰者也、

仍執達如件、

永祿四年

九月廿三日

賢広

在判

定武

在判

百濟寺

政所坊

〔六八〕 天正一九年・慶長七年大萩村西ヶ峯分檢地拔書

大萩西峯 年来

天正十九年

御檢地

三月十一日

御奉行

川崎小十郎殿

南弥太郎殿

一 壹畝廿歩 西峯

分米壹升七合

一 貳畝 分米貳升

一 慶長七年

九月日

伊藤 佐兵へ殿

三畝二升 西峯

分米壹斗二升八合

〔六九〕 寛文八年四月二五日口上之覚草案

口上之覚

一、江州愛智郡大萩村之

内西峯山大慈寺者、(往古)古来

分永源寺之末寺紛無

御座候、大萩村中一人も不殘

代々禪宗二而

御公儀宗旨御改等二も書

上候事、

一、西峯山者古来此方分支配

仕候、七、八十年来之事者、

永源之老僧大萩之古老

髓三覚申候、終三他所分

構無御座候事、

一、百濟寺山者分於西峯、古来分壹本

も木被伐候事終二無御座

候、然二十八、九年以前百濟寺

本堂再興之時、木を伐取候

と被申懸候事、眼前之偽二而

御座候、其段大萩村中之

者共能存候事、

一、西峯山者古来此方分支配

仕候故、常之薪其外用木等

伐用候、則十二、三年以前

大慈寺再興之砌も、材木多

伐用候、其時從故喜見院ノ

何之申分も無御座、却而大慈寺ノ

も御見廻殊之外親切之段

諸人皆存候事、

一、右之通ニ御座候故、西峯山之分者

從百濟寺も何之構有間敷

処ニ、旧冬龍華院再興ニ付、

於西峯木を可伐由被申懸候、

事新キ義と存候故、其段種々

断申候共、其間分も無御座当

春大勢西峯へ押込、理不尽ニ

材木多被伐取候、誠以一揆

狼藉之至御座候故其段御

断申上候以上

寛文八年 大慈寺  
申、四月廿五日 立印

山下弥惣兵衛様

藤田四郎左衛門様

御奉行所

七〇 丑(寛文二三年)四月二〇日口上之覚写

口上之覚

一、西ヶ峯大慈寺之

義ニ付、百濟寺学

頭ノ上野役者

中迄訴状被指上

候付、当寺江子細之

儀御申聞せ候、六十

年已前ノ西ヶ峯

大慈寺当山派中

之僧代々罷有、

当正月相果申候僧

迄任持仕来候間、

新地と申ニ而ハ有

之間敷様ニ存候得

共、公事沙汰ニ可仕

覚悟毛頭無御

座候間、何分ニも百

濟寺学頭望之

通ニ任置候、然者  
自今以後、此寺之

「心鏡祖清信女」

儀少も申分無御座候、

為其如此候已上、

丑ノ四月廿日

永源寺役者

祖鉢判

祖□同

禅哲

恵空

立伝

河野六兵衛殿  
大久保所右衛門殿

七一 (寛文一三年)三月二日口上之覚写 / (寛文一三年)三月六日觀理院・円覚院書状写

口上之覚

一、百濟寺境内西ヶ峯者、  
当寺之奥院<sup>ニ</sup>而御座候、  
彼所<sup>ニ</sup>禪宗之小庵御  
座候、他宗之役其上新地  
御法度之事候間、何方へ  
成共引取候様<sup>ニ</sup>仕度候  
一、此小庵ハ永源寺末派  
之由申候而、寺号大慈寺  
と申由<sup>ニ</sup>候、八年已前当  
寺之下知違背申候付、  
当山境内之内<sup>ニ</sup>候間、  
此方之支配於相背者、  
彼所<sup>ニ</sup>急度申間敷由、断  
申進候内<sup>ニ</sup>各様令永源寺  
先住見長老へ様子御申被  
下候得者、見長老とくと  
被致合点少も無異儀申  
分無御座候由被下候と上方へ  
被仰下故相済申かと存罷在

候処<sup>ニ</sup>、于今何<sup>も</sup>も異儀<sup>かと</sup>

申述候へと存候、幸当正月  
大慈寺之坊主相果候由、  
候間弥寺引取申候様御

了簡被成可被下候、以上、  
龍華院

三月二日

円覚院  
觀理院

龍華院如此書付上候て

御門主入御披見候へハ、何とも

内証<sup>ニ</sup>争論申候様<sup>ニ</sup>貴

老御使<sup>ニ</sup>御越<sup>而</sup>、掃部頭殿

御家老衆へ御頼候様<sup>ニ</sup>と、

御門主被仰候間如此候、以上、

觀理院

三月六日 円覚院

常徳院

七二 (寛文一三年)三月二日彦根藩士連署書状写

一昨日御書付御持

參被仰置候通、一々

承届申候、御書付則

掃部頭<sup>ニ</sup>為見申候、

惣<sup>而</sup>寺社方之義<sup>ハ</sup>

本寺有之ニ付構

不申候得共、御門跡

様御意之由候之

間、一往江州永

源寺へ申遣返事

之様子御自分迄

可申遣由、拙者共方

可申進由被申候、

龍華院之書付

并役者衆手紙

進返之候、以上、

吉用隼人丞

三月十一日

木俣長介

宇津木治部右衛門

三浦与右衛門

常徳院

〔七三〕(寛文八年)四月七日龍華院書状写

以上

態令啓上候、然者

西ヶ峯之儀百濟寺境

内古来之支配仕来候ニ

付、当春御案内申上候

通木少為伐申候、就夫

先日寺僧共被召寄

候而、西ヶ峯へ出入不仕

候様ニと被仰付候由承候、

木為伐申候儀去年

十月南禅寺金地院

ヲ以永源寺へ申入候者、

西ヶ峯之儀此方之ハ

古来之証文ヲ以支配

仕候、併永源寺ニも証文

御座候へハ構申間敷由

申入候得とも、当二月迄

何之沙汰も無之候ニ付

弥木為伐申候、御老中様へ

も今度以書状申上候ハ、

可然様ニ御相談被成可被

下候、恐惶謹言、

龍華院

四月七日 判

大田甚左衛門様

川野六兵衛様

大久保所右衛門様

山下弥惣兵衛様

藤田四郎左衛門様

三浦熊之介様

〔七四〕(寛文一三年)一〇月一六日口上之覚写

口上之覚

去比御代官衆兩人

御越、西ヶ峯寺之儀

永源寺の毛頭申分

無之由、就其節前

知文時代之通<sup>ニ</sup>仕、寺

其儘相談之様<sup>ニ</sup>奉行衆

御取扱被成度候旨

得其意候、至後昆

申分無之候へハ、右之通

如何様共御奉行衆

御扱之旨任可申候

得共、此儀ハ建長老之<sup>(初カ)</sup>

之時分東叡山之役

者迄被申達候間、

御扱之旨一往江戸<sup>ニ</sup>而

可申と存、如何様<sup>ニ</sup>も後代

六ヶ敷事出来不申候様<sup>ニ</sup>

証文之上<sup>ニ</sup>而相済候由

申入度候、口上計<sup>ニ</sup>而ハ如何<sup>ニ</sup>

存候役者中も恩有

之間敷候、何とぞ証文<sup>ニ</sup>

成候、御思案頼入候由、可被申候、

早々返事可申儀<sup>ニ</sup>候へ共

江戸下向<sup>ニ</sup>取込及遅

引候、此旨御代官衆へ

参候而可被申達候、兎角

証文無之候てハ済儀

難成候、已上、

龍華院

十月十六日

百済寺

役者中

〔七五〕(寛文一三年)一月上田弥市・河添左次兵衛書状写

尚々百済寺役者衆へ

貴様之口上書御奉行衆へ

一書啓上仕候、先

懸御目<sup>ニ</sup>候へは、拙者共之

日者百済寺<sup>ニ</sup>而復々

此通御返事申様<sup>ニ</sup>と

得貴意忝奉存候、

被仰渡候付、如此御座候、以上

弥道中御無事<sup>ニ</sup>御

下着被成候哉、寒天之

時分御大儀<sup>ニ</sup>奉存候、然ハ

内々申上候西ヶ峯

寺之出入之儀、先度

百済寺<sup>ニ</sup>而貴様思召

入之通承、御奉行衆へ

申上候て兎角下<sup>ニ</sup>而取

嘸相濟申様ニ可仕之由

被仰渡候付而、高野永源寺へ

罷越御役者衆へ相談

申上候て、各御出候而御一

悔之儀ニ候間、此出入私共も

指置候条何様ニも相濟

申様ニと被仰候付而、先起

知文西ヶ峯ニ居被申候通ニ

毛頭無相違相濟申候

間、左様ニ御心得可被成候、

双方御沙門之儀ニ御座

候へて下ニ而相濟申段、

何も御奉行衆も御

満足ニ被思召候、委

儀ハ来春御上り之節

万々可得貴意候、

恐惶謹言、

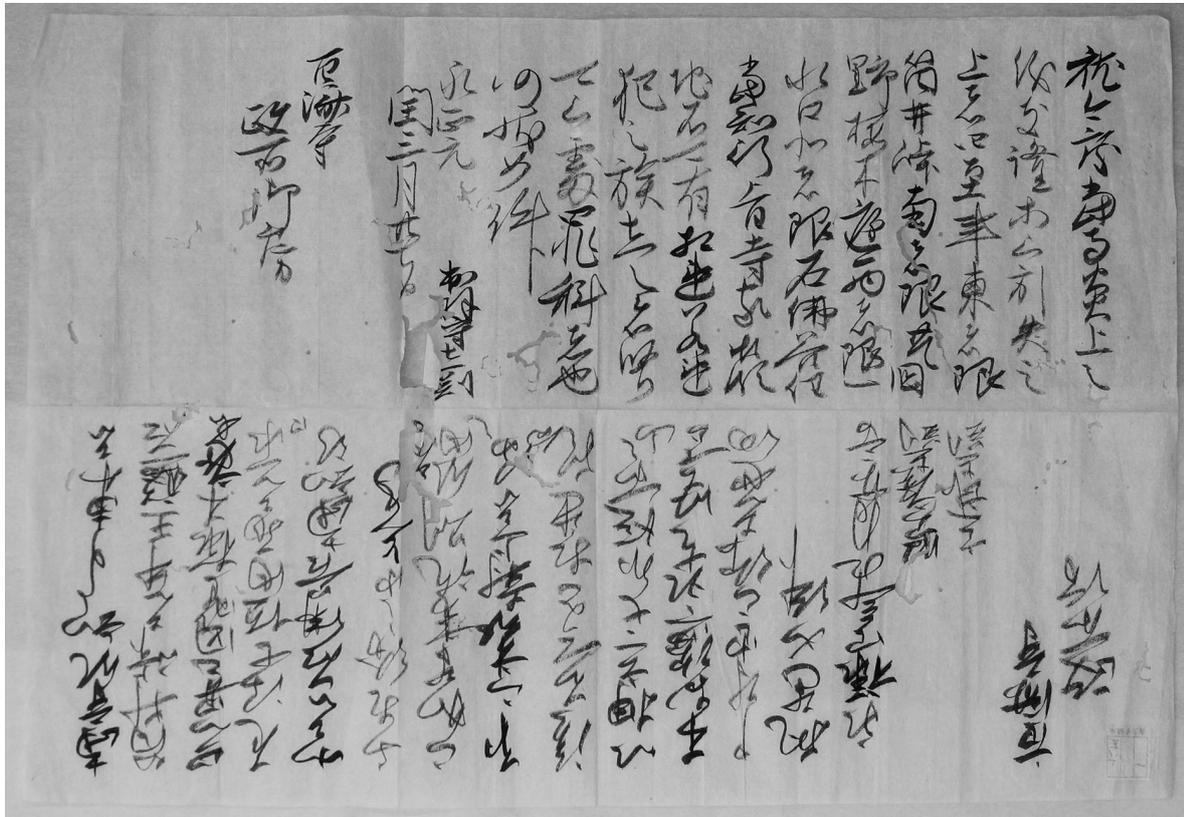
上田弥市

十一月 留

河添左次兵衛

龍華院様人々御中

六六





口上之宛  
 一 江列愛智郡大森村  
 内西峯山大慈寺  
 分小源寺より来る経堂  
 以上大森村中一人は経  
 代と福系と  
 所公孫なる少段不  
 一 半  
 一 西家より古来此方を配  
 付七八十年未と申す  
 小源寺老僧大森寺古  
 僧之元より経他下分  
 梅寺と云い  
 一 万源寺にお西家古  
 と申す代より終三喜は  
 以然三十九年以前有源寺  
 不堂再興し時未三代終  
 と申す代より服あし何  
 以上大森村中一人は  
 古来此方を配  
 付経堂と云い古来未  
 成用は別十二三年以前

大森村  
 西家古来此方を配  
 付経堂と云い古来未  
 成用は別十二三年以前

大森村  
 西家古来此方を配  
 付経堂と云い古来未  
 成用は別十二三年以前

口上之宛  
 一 西ヶ峯山古来古  
 分小源寺より来る経堂  
 以上大森村中一人は経  
 代と福系と  
 所公孫なる少段不  
 一 半  
 一 西家より古来此方を配  
 付七八十年未と申す  
 小源寺老僧大森寺古  
 僧之元より経他下分  
 梅寺と云い  
 一 万源寺にお西家古  
 と申す代より終三喜は  
 以然三十九年以前有源寺  
 不堂再興し時未三代終  
 と申す代より服あし何  
 以上大森村中一人は  
 古来此方を配  
 付経堂と云い古来未  
 成用は別十二三年以前

大森村  
 西家古来此方を配  
 付経堂と云い古来未  
 成用は別十二三年以前

大森村  
 西家古来此方を配  
 付経堂と云い古来未  
 成用は別十二三年以前





